

## 長野市農業委員会第 37 回総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 27 日 (金)  
開始時刻 午後 2 時 27 分 終了時刻 午後 4 時 7 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員  
1 番 阿部 孝二                      2 番 北村 守                      3 番 駒村 保幸  
4 番 青木 保                      5 番 久保田清隆                      6 番 野池 久  
7 番 長谷部 孝                      8 番 小池 知永                      9 番 渡邊 美佐  
10 番 小林 清男                      11 番 清水 貢                      12 番 鈴木啓佐利  
13 番 奥山 雅茂                      14 番 山本 忠宏                      15 番 柘津 光博  
16 番 北澤 万正                      17 番 横山 幸季                      18 番 高木喜久夫  
19 番 曾根 信一                      20 番 花見ひとみ                      21 番 近藤 利章  
22 番 宮崎 治夫                      23 番 善財 良治                      24 番 佐藤 隆  
25 番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長 大島 昭彦                      主幹兼事務局長補佐 笠井 英明                      事務局長補佐 松橋 秀樹  
事務局長補佐 西村 武次                      係 長 駒村貴久美                      係 長 酒井 雅宏  
職 員 浅川 清和  
農業政策課  
係 長 小林 裕之                      主 査 瀧澤 千穂  
長野県農業開発公社  
参 事 町田 春夫
- 6 議 事  
(1) 農地法等に係る事項について  
議案第 338 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 339 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 340 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 341 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
議案第 342 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による  
「農用地利用集積等促進計画」の要請について  
議案第 343 号 農振除外等に係る意見聴取について  
議案第 344 号 地域計画の変更に係る関係者の意見について  
議案第 345 号 非農地決定について  
報告第 113 号 農地法第 4 条の規定による届出について  
報告第 114 号 農地法第 5 条の規定による届出について  
報告第 115 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

報告第 116 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について

曾根会長代理 ただ今から第 37 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 25 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、初めに、青木会長よりお願いいたします。

青木会長 第 37 回の長野市農業委員会総会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまでございます。第 19 期農業委員会も、本日が最後の総会となりました。過去 36 回の総会開催に当たり、皆さま方には調査会を含めて、どの案件に対しても真剣に熱心に調査、検討、そして結論を出していただき、間違いのない結果に導いていただきました。本当にご苦労さまでした。そしてありがとうございます。さらに、法律に関する審査業務をはじめとして、農地利用最適化活動に積極的かつ果敢に取り組んでいただきました。長野市長に意見書を建議し、それが市の農業政策に活かされた事業も多くありました。その制度で、農業者や新規就農者が農業にやりがいを持って取り組んでおります。また、地域農家を巻き込んで作成した地域計画は、大きな活動の足跡を残しました。この計画の実行は道半ばですが、引き続き先頭に立って活動を受け継いでいただく新しい委員の方々に、期待とご健闘を願うばかりです。

実は昨日、東京の全国農業会議所に急遽招集をされ、上京をいたしてまいりました。内容は、農業会議所において、令和 9 年に向けて農地法や基盤法、さらにはバンク法に関する法律の一部の見直し要求が、全国の農業委員会や各県の農業会議から出ており、その実態を知りたいということで、現場の声を聞く手段として会議所に招集がありました。國井会長自ら出席されまして、そのいくつかの課題について諮問をされました。具体的な内容といたしましては、一つは、地域計画の実行、いわゆる実現とブラッシュアップにおける農業委員会系統の組織の役割をこのままでいいのかどうかということです。二つ目は、農業委員、農地利用最適化推進委員の制度について、併存配置で委員が持てる力を十二分に発揮できる環境にあるのかどうかということです。三つ目は、現在の中間管理機構の農地バンクの業務機能が、現場の目線で動いているだろうかというようなことも含めて、4 月もしくは 5 月までに一定の意見に取りまとめをしてほしいというような話が

あつて、昨日一日東京で会議がございました。いずれにしても、どの項目を取っても非常に私ども課題として持つておった内容でございます。それをできれば令和9年、来年の国会での法改正も含めて検討したいというような動きがなされています。そんなことも間際に来て話が出てきたということでございます。農業委員会の組織や上に大きな課題もあることも事実でございます。効率の良い活動、時代にマッチした活動、そして何よりも農業者が信頼してくれる農業委員会の姿を求めて、みんなで意見を持ち寄って、これから議論を進めていくということになります。

さて、本日も幅広い議案が準備されております。いつものように真摯にご議論いただきますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長さんよりご挨拶をお願いします。

大島事務局長 皆さんお疲れさまです。19期最後の総会となりました。また、3月2日から農業委員、推進委員と継続されて活躍される方もいらっしゃると思いますが、3年間どうもお疲れさまでした。私も1年という短い間ではありましたが、いろいろご指導ご鞭撻いただきありがとうございます。

最後に、私から皆さんにお願いですが、今日の農業新聞1面に大きく農作業事故が急増しているということで載っております。実際に死亡事故も増えていて、中を見ますと、一番の要因は1人で作業をされているということが要因だということで載っておりますので、なかなか難しいとは思いますが、複数で作業をされて何かあった時にすぐ助けを求められるようなそんな形で今後農業をやっていただき、事故のないようにしていただければと思います。

3年間お疲れさまでした。ありがとうございます。私からは以上です。ありがとうございます。

曾根会長代理 続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事の進行をお願いします。

議長 それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますようにご協力をよろしくお願い申し上げます。着座にて進行をさせていただきます。ご容赦いただきたいと思っております。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号3番 駒村保幸委員、議席番号5番 久保田清隆両委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律

第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件におきまして、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。このほかに当事者又は関係者となっておられる方がございましたらお申し出てください。特に別紙 1 以外はおりませんね。

【該当なし】

議 長 なしと確認をいたします。それでは続きまして、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

笠井主幹  
兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正につきましては、別冊 2 地域計画の変更に係る関係者の意見についての議案にありました。訂正内容につきましては、後ほど議案の説明の際に農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議 長 続きまして、議案の審議に入ります。議案第 338 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹  
兼事務局長補佐 議案第 338 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 6 ページの 18 番までの 18 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 15 件、賃借権案件が 3 件となります。農家創設の案件は、2 ページの 6 番、3 ページの 8 番、6 ページの 16 番と 17 番は同じ農家創設者のため、合計で 3 件となります。また、10 アール未満の案件は、5 番と 14 番の 2 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査

会長から、1番から4番までについてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。補足説明をいたします。1番については、有償による所有権移転でありまして、2か所にわたる筆が申請地にあります。それぞれ受人が耕作しております、りんご畑に隣接している土地でありまして、道路からの侵入路としても利用でき、耕作の便が増すという内容でございます。

2番につきましては、有償による所有権移転であります。受人所有地に隣接した水田でありまして、受人については自己所有地とともに耕作をしていくという内容であります。

3番については、有償による所有権移転でありまして、受人はヘーゼルナッツを作りたいということで申請があったものでございます。

それから4番については、無償による所有権移転、増与であります。申請人はそれぞれ従兄弟同士でありまして、渡人所有の農地、自作地全てを従兄弟へ渡して、従兄弟は自己所有地とともに耕作をしていくという内容であります。以上4件、許可要件に適合していると判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。5番につきましては、有償の10アール未満の所有権移転事案であります。受人はベトナムの方で、外国人が日本の土地を購入する要件を満たしております。受人の年齢は41歳。家族で本件農地に隣接している住宅と本件農地を購入するものです。長野市内の工場で働き、本件農地を利用して家庭菜園を行うというもので、農業の経験もあり、農機具も所有しているということでありますので、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、6番と7番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。番号6ですけれども、農家創設案件であります。借人は現在、自分の農地で自家用野菜などを作っておりますが、今回、隣人の貸人の要請によって農地を借り受けて、農家創設をしまして、水稻栽培に取り組むというものであります。調査会に本人にご出席いただきまして、営農計画等について確認をいたしましたが、農機具も全て揃っております、内容に特段の問題はなく、許可条件に適合していると判断をいたしました。

次、7番ですけれども、渡人が相続した農地を現在耕作している受人に、正式に所有権移転して整理をしたいというものであります。これらの農地は受人がきれいに耕作しております、引き続き

き適正に管理することが確実でありますので、許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、8番から14番をお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。8から14番ということでご説明いたします。8番につきましては、農家創設の案件であります。地区調査会にて本人より説明をいただきまして、受人はこれまで大岡で、口約束という形で農地を借りておったわけですがけれども、このたび農業公社を通して正式に契約をしようとしたわけですがけれども、地主さんに断られてしまったということで、ほかの農地を探していたところ、信州新町になりますけれども、空き家と農地がセットの物件がありまして、購入することにいたしました。農業従事は、ご本人と娘さんと2人で行うということでございますけれども、まだこの信州新町の土地は整地できておりませんので、まだちょっと時間がかかるのかなとは思っています。

続きまして9番ですがけれども、有償による所有権移転になります。渡人は愛知県にお住まいで、長野まではちょっと通って来れないということで、受人である●●、ここでも大きな話題になっておりますけれども、土地を購入してワインぶどうを栽培するという案件でございます。

続きまして10番、11番ですがけれども、同じ渡人で贈与による所有権移転になります。渡人は、こちらの方も千葉県にお住まいということで、相続により農地を取得したんですけれども、ちょっと通いきれないということで、既に耕作をしてもらっている受人に、無償で所有権移転するものでございます。

続きまして12番になりますけれども、こちらも贈与による所有権移転であります。渡人と受人は親子関係でありまして、親から子への生前贈与になります。既に受人である息子さんも申請地を耕作しているとのことで、作付予定作物はじゃがいもとか長ねぎとかオリーブなどの野菜ということでございます。

続きまして13番になります。13番につきましては贈与による所有権移転になります。受人は、ご実家の申請地のすぐ近くに、申請地と隣接するところに所有している農地を耕作しておられる方でございます。実家には受人の母と妹が住んでおり、3人で耕作を行うとのことです。作付予定作物は、玉ねぎとかトマトということでございます。

続きまして14番は、賃借権の設定による10アール未満の案件です。貸人と借人のお話の中で、農地法で賃借権設定を行うこととなったそうです。申請地はもともと桃が植えられていました。ところが貸人が規模縮小意向のため、既に伐採して草刈りのみを

していたということで、そこへ借人が桃を栽培したいということで、お話がまとまったということでございます。以上ですけれども、いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きます。東部地区調査会長から、15番から18番をお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。まず15番ですが、所有権移転の案件で、面積が12㎡と小さな農地です。これは高速道路の残地であったという農地で、譲受人の所有する農地と隣接した位置にあり、以前から譲受人の方が草刈り等の管理を行っていたという農地です。農家相談会にお見えになって相談をいただいた中で、今回所有権移転の手続きに至ったというもので、これからは譲受人が管理を行っていくというものでございます。

それから16番と17番、同じ譲渡人、受人、借人の案件です。農家創設の案件です。1筆は所有権移転、1筆は賃借権の設定でございます。受人は70代後半とちょっと高齢ではありますが、50代で退職をされた後、ご自身で米作りを始めたという中で、その際にご自身で作った米が非常にうまかったという中で、農業に本腰を入れられたということでございます。以前から耕作はされていたということなんですけれども、今回娘婿が後を継ぐという申出を受けて、正式に手続きに至ったというものです。1筆は所有権移転ですけれども、こちらのほうは受人が農業用倉庫を畑の隅っこに既に設置済みということもあって、購入に至ったというものです。また、この倉庫につきましては、軽微変更の手続きを今後予定されているというものでございます。

18番につきましては、所有権移転ですけれども、こちらが以前にも同じ渡人、受人との間で農地のやり取りがあった案件で、その際にこの農地がちょっと漏れてしまったという中で、改めて手続きを進めたものです。ただ、この農地が堤外地にあって、ちょっと今荒れた状態であると担当委員の方で確認したところ、自分で再生をして野菜の栽培を行うという意味を確認できたというものでございます。ということで、いずれも許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。どうぞ。

阿 部 委 員 5番の関係ですが、国籍は関係なく外国の方ということになると、帰化していない人が所有するということになると思うんですが、その辺のところ、帰化していれば別にどうということはないと思うんですが、帰化されていないという条件について、皆さん

はどうか分かりませんが、私は初めてのもので教えていただきたいと思います。

議 長 はい。ほかにこの件についていいですか。私の方からの在留資格も含めてご説明いただければありがたいと思いますが、事務局をお願いします。

酒 井 係 長 事務局の酒井です。今ご質問がありました件で、こちらの方は、在留資格は技術・人文知識・国際業務という在留資格をお持ちの方で、在留期間は5年間、期間満了日は2030年3月3日となっております。外国籍の方が農地の所有権を移転することを申請された場合には、東京出入国在留管理局に、その在留資格を持って農地を取得することができるかどうか確認をすることという形になっておまして、先日、長野出張所に確認をしたところ、この技術・人文知識・国際業務という在留資格につきましては、誰かを雇用したり、あとは出荷したりすることは認められないが、自家用野菜を作って食べる、もしくは誰か友人にあげる、その程度のものであれば、所有権移転を認めることはできますという回答がありましたので、申請を受けたものとなります。以上となります。

議 阿 部 委 員 長 阿部委員、いかがですか。

5年間の在留期間ということで、それを満了したとしても関係ないということになると思うんですが、家庭菜園という、それぞれの考え方があると思うんですが、面積には関係なく自家用であれば問題ないということになるんですか。面積要件はないということ。

議 酒 井 係 長 事務局どうぞ。

国のほうからの通知によりますと、面積要件はございません。ただ、仮に1,000㎡を超えると、あくまで自家用のための野菜であれば認められるということなので、規模が大きすぎる形になりますと、こちらとしてもよりよく精査する必要があるかなと考えているところでございます。

阿 部 委 員 長 そうなるとちょっとね、グレーゾーンみたいな部分もあるということですよ。私も時々河川敷で畑をやっている人が作ったからお裾分けをもらうわけですけど、そんなに大きな面積じゃなくて、一人でやっていて、一人暮らしなもので結局食べられないから、私はもらえば、自分の家で食べる部分はあれなんだけど、食べられない部分はお裾分けということをやっていく。だからその辺の範囲がどういう見方になるのかなというのが、付き合いが多い人はお裾分けでいろいろな条件が出てくる可能性もあるというもので、今回こういうのが初めてなのかな。

酒 井 係 長 昨年度も2件ありまして、その時は永住権を持っている方だっ

たので、特に在留資格は関係なかったんですけども、在留資格があるという方になると、西部地区では初めてになるかなと思います。

議 長 よろしいですか、ちょっと参考までに聞きたいんですけど、今、野菜であればオーケーと、果樹であればやっぱりダメなのかな。ちょっと教えてください。

酒 井 係 長 本数とかにもよってくると思います。1本植えて、りんごを自分のために作るとか、周りの人に配る程度だったら問題はないかなと思います。2本、3本という形にして、どう考えても自家消費ではちょっと賄いきれない、もっと過大な生産になっちゃうよねってなった場合には、3条の所有権移転は認められませんよという説明になってくるかなと思います。

議 長 それともう1件は、案件の発生ベースで、いわゆる関係当局に確認をするということになるんですか。長野市農業委員会としては。

酒 井 係 長 在留資格をその都度確認した上で、出入国在留管理局に確認をするというのが、農地法の運用のやり方となっておりますので、現時点ではそれに則ってやっている形になります。

議 長 丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。特にないですか。じゃあ質問がないようですので、ここで打ち切り、採決に入ります。議案第338号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第338号は、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第339号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 議案第339号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号1番と2番の2件でございます。1番は、農業用倉庫の建築、駐車場及び通路を設置する転用案件です。2番は、通路と庭を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきもののご決定いただき、県に進達しておりました農地法第4条の1件は、許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、

1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番について説明いたします。本件は、申請人である●●さんの自宅敷地に隣設した農地、そこを転用しまして、農業用倉庫ほかに使いたいというものであります。このお宅は 120 アールほどの経営規模でありまして、トラクター、ドライブハロー、田植機等の機械があるということで、農業用倉庫が必要ということでありまして、周辺農地に与える影響は少ないと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、2 番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。こちらの案件については、追認の案件でございます。約 20 年前に、住宅に通じる通路、植栽等を畑地に行っていたものでございます。ほかに侵入路が確保できないという中で、こういった侵入路を設けたということです。今回、新たな農地の取得を検討されている中で、こちらの手続きについても改めて行ったという案件でございます。こちらの敷地内で全て完結しているもので、ほかへの影響等もないということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、ご意見がないようでございますので、採決に移ります。議案第 339 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 339 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 340 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹  
兼事務局長補佐 議案第 340 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から次ページの 6 番までの 6 件でございます。9 ページをご覧ください。1 番は、残土置場、駐車場、資材置場を許可日から令和 9 年 12 月 31 日まで設置する一時転用案件です。2 番は、駐車場と資材置場を設置する転用案件です。3 番は、駐車場と通路を設置する転用案件です。

10 ページをご覧ください。4 番は、資材置場と駐車場を設置する転用案件です。5 番は、砂利採取用地として、許可日から 1 年間の一時転用案件です。6 番は、資材置場を許可日から令和 9 年

2月28日まで設置する一時転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達しておりました農地法第5条の8件は、全て許可済みでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。1番につきましては、一時転用案件であります。賃借権設定による残土置場、駐車場、資材置場の設置を目的とするものであります。この申請地は、新幹線車両基地の西側にある土地でありまして、新幹線車両基地内の土地に所在する通信機器室ほかの再建工事を受注した業者であります。一時転用によって、転用目的のとおり転用したいということでありまして、現状復旧についても見込みありということで、許可相当と判断いたしました。

2番は、賃借権設定による転用案件であります。本件の借人は、塗装業を営んでいる方でありまして、塗装業のための駐車場、資材置場の設置をしたいという内容であります。近隣農地に与える影響は少なく、許可相当と判断いたしました。

3番につきましては、使用貸借権設定による転用案件であります。本件につきましては、議案第339号の番号1番と関連した転用案件であります。申請人の自己所有地に隣接した自分の土地を、4条の許可を得て農業用倉庫を建てると同時に、この5条案件では、土地名義が、貸人、借人の間柄ですが夫婦関係となっております。奥さん名義の土地を夫に使用貸借権を設定して、先ほどの4条の転用とこの5条の転用を一体的に利用したいというものであります。近隣農地に与える影響はなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、4番についてお願いします。

北村地区調査会長 　4番についてご説明いたします。資材置場と駐車場を設置する案件であります。借人は、安茂里に本社を置く運送業者でありますけれども、自社で所有するユニック車を活用し多角化するというのを企画いたしまして、よく現場で使っているコンテナハウスの貸出業を始めております。事業は好調で、既存の資材置場が手狭になってきて、今回の申請地をハウス資材の置場として転用したいという案件であります。事業計画書や現場を詳細に確認いた

しましたが、周辺農地の営農には影響はありませんので、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、5番についてお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区調査会では、5番について審議いたしました。こちらは篠ノ井の岡田地籍になります。田んぼなんですけれども、実際には畑として使うようなんですけれども、砂利採取用地とする転用申請でございます。10メートルぐらいの水が出るまで深く掘って砂利を採取するというようなことでございます。調査会では、私含め担当委員、また事務局など4名で、現地で事業者の説明を聞きました。それによりますと、すぐ近くでも既に道路挟んだところで、同じ業者の方がやっておられるんですけれども、工期はやっぱり1年ということで、埋め戻し後は石など混ざっていないかどうか確認し、その都度石拾いをする等事業終了後の修復については地主さんとの確認を行い、作付けの目的に合うように、事業者が責任を持って行うという約束を確認したところでございます。南部地区調査会では、審議した結果、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、6番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。こちらについては、一時転用に伴う賃借権の設定ということで、借受人は須坂にある規模の大きな農業用施設を自宅近くに移築、建築をする予定ということです。現在須坂にある建物の一部を使用した中で、自宅近くに新たな施設を建設する計画ということです。これの部材が、30センチのH型鋼10メートルが20本、また4メートルのものが40本と非常に規模の大きなもので、置き場所の確保を検討する中で、こちらの農地を賃借するというに至ったものです。こちらの農地は、以前は果樹栽培が行われていたということですが、現在は不耕作であると。草刈り等の管理、また賃借期間が終了したときには、原形の状態で返還するというので、特に影響がないものということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。質問ありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問なしと確認いたしました。採決に入ります。議案第340号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を

求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 340 号については、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 341 号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

笠井主幹  
兼事務局長補佐 議案第 341 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。相続した農地が、高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくてもその税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部又は一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。本件は、番号 1 番の 1 件でございます。1 番をご覧ください。相続人は、長野市大字南堀●●、●●氏。特例適用農地等面積は、●●㎡のうち●●㎡です。なお、その他の内容は記載のとおりです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本議案案件につきましては、中ほどにあります相続開始年月日令和 7 年 6 月 27 日に、相続が開始になった土地でありまして、備考欄に記載してありますとおり、当該申請人とほか 1 名との共有名義、2 分の 1 ずつで相続をしたものでありまして、申請人以外の 1 名の方は、県外在住で常時従事できないため、今回は申請人のみの相続税納税猶予の申請となったものであります。相続人は、親と同居をしております、これまでも農業に従事しております。申請の土地につきましては●●㎡のうち●●㎡ということで、この差の面積につきましては、農業用の物置があるということで、農業用物置がある部分を除外した農地部分について、相続税の納税猶予を受けたいというものであります。本件農地は、一団の土地でありまして、りんごそれからぶどう 2 つに分けて耕作されております。よりまして、相続税の納税猶予につきましては、相当ということで判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。この内容につきまして発言を求めたいと思いますけれども、いかがでしょ

うか。質問特にいいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問等はございませんので、採決に入ります。議案第 341 号について、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 341 号は、原案のとおり決定いたしました。

議事進行表によりますと、ここで中間管理の議題を予定しておいたんですけど、県農業開発公社の職員の方が来られていませんので、後回しにして次の議題に入りたいと思います。議案第 343 号を先に進めます。それでは続きまして、議案第 343 号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の瀧澤と申します。よろしく願いいたします。議案第 343 号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊 1 をご用意ください。1 ページをご覧ください。受付表でございます。今回の農業振興整備計画の変更は、編入 1 件、除外 5 件です。

続きまして、2 ページをご覧ください。編入番号 1 です。農地中間管理機構関連農地整備事業実施のため、計画地の中で農振農用地に指定されていない筆に関して、編入の申出があったものです。編入面積は 1,945 m<sup>2</sup>です。

続きまして、9 ページをご覧ください。除外番号 1 です。事業計画者である●●氏が、農家の分家住宅を建築するために除外の申出があったものです。除外面積は 306 m<sup>2</sup>です。

続きまして、15 ページをご覧ください。除外番号 2 です。先ほどご説明申し上げました除外番号 1 の分筆手続きを進める中で、事業計画者である●●氏の住宅●●の建物の一部が、北側の境界を越えて建築されていたことが発覚したため、是正のため除外するものです。除外面積は 48 m<sup>2</sup>です。

続きまして、20 ページをご覧ください。除外番号 3 です。事業計画者である●●氏が住宅を建設するために申出があったものです。除外面積は 349 m<sup>2</sup>です。

続きまして、25 ページをご覧ください。除外番号 4 です。事業計画者である●●氏が既に侵入路及び駐車場として利用している土地について、是正するために除外するものです。除外面積は 90 m<sup>2</sup>です。

続きまして、29 ページをご覧ください。除外番号 5 です。事業計画者である●●氏が自動車整備工場を建設するために申出があったものです。除外面積は 1,827 m<sup>2</sup>です。詳細につきましては議案に記載のとおりですが、いずれも編入要件並びに除外の 6 要

件に照らし、特に問題ないと判断しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、9ページの除外番号1と15ページの除外番号2についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。まず除外番号1番であります。9ページに記載してありますとおり、農家の分家住宅の建設のために農振除外をしたいというものであります。一番下の説明欄に記載してありますが、現在市内アパートに居住している申出者の長男が農家の分家住宅を建設するものということであり。なお、農家は弟が後継者となる予定であるという説明内容でございます。10ページの地図に記載のとおり、周辺農地に与える影響は少ないということであり。

16ページをご覧ください。本件につきましては、ただ今の案件に関連して測量をしたところ、現在の建物の北側の一部が境界線を越えて建築されていたことが発覚したことから、是正手続きを行うということです。既存施設の拡張ということで追認案件であります。農振除外をしたいというものであります。本2件の案件につきまして、周辺農地に与える影響を少ないと判断し、除外相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、25ページの除外番号4と29ページの除外番号5番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。除外番号4番につきましては、先ほど事務局から説明ありましたとおり、形状も悪く狭いので、農地としては不向きな土地を以前から住宅敷地への侵入路として使用していたということで、追認案件であり周辺農地への影響も少ないことから、認めるということにしました。

5番につきましては、工場の移転ということで、オリンピック道路に接している本件の土地ですけれども、もう長年耕作されておらず除外要件を満たしているということで、また周辺農地への影響もないということから、許可するというにしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、20ページの除外番号3についてお願いいたします。

小林地区調査会長 除外番号3、篠ノ井の布施五明という場所になりますけれども、こちらの県道沿いに計画されているものです。この地図3番を見ていただくと、ここに2軒家があるのですけれども、その間の土地です。こちらの左側のお宅にお兄さんが住まわっていて、



小林地区調査会長 分かりました。

議長 阿部委員、よろしいですか。

阿部委員 そこは許可申請すれば可能なんじゃないかなと思うんだけど。

議長 事務局をお願いします。

農業政策課 可能というのは除外がということでしょうか。

瀧澤主査 はい。

阿部委員 除外するに当たっては、必要最低限の面積でというところでお

農業政策課 願いしているところでした、申出者さまの方から、今赤く囲って

瀧澤主査 いる面積が必要な面積だということで申請いただいていますので、それ以上の面積をどうぞ除外してくださいというご案内は、こちらからはできないところです。

議長 それは本人の申請だから。ただ概況からすれば、山手の住宅ということになれば、1人1台駐車場もしくは農業作業用の重機等についての必要性が出てくるという申請すれば可能だというように私は感じるわけだけど。それは最終的には、申請以外のことでいろいろ言っちゃいけないので。

農業政策課 この今回の計画の中にも、車2台分の駐車場は確保されております。先ほど地区調査会長から、お隣の家がご実家というお話だったんですが、ちょうどカーブの突き当たりのところにあるお宅がご実家です。こちらの方が農業をされていらっしゃるんで、農作業用の用具についてはこちらで保管をされていると思われ

瀧澤主査 ます。また、今後どのような活用があるのかということですので、現状では農地として耕作をされる希望があるということですので、このような形で処理を進めさせていただきたいと思っております。

議長 阿部委員いいですか。

阿部委員 はい。

議長 これはあえて分筆したんですか。

農業政策課 はい。

瀧澤主査 分筆されたんですね。

議長 分筆をしてこのような形になっております。

農業政策課 なるほど。

瀧澤主査 分筆する際にも、本当にこれだけの面積で足りるのかということも何度も確認をさせていただいて、今後残った農地の部分に駐車場というような形で利用されても困りますよということも、何度も確認は取らせていただいています。その上で耕作したいというお申出がありました。

議 長 ということでございます。念には念を入れているという答弁で  
ございますのでよろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。それでは、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第 343 号について、編入及び農振除外が相当と決定すること  
に、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 343 号は、  
原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたしま  
す。ありがとうございました。

それでは、元に戻りまして、議案第 342 号 農地中間管理事業  
の推進に関する案件について審議に入ります。長野県の農地中間  
管理機構の長野事務所の町田さんが来られましたので、まず案件  
の説明をお願いします。

農 業 開 発 公 社 長 長野県農業開発公社の町田でございます。よろしくお願いいた  
町 田 します。着座で失礼をいたします。議案第 342 号 農地中間管理  
事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利  
用集積等促進計画」の要請について、ご説明を申し上げます。13  
ページをご覧ください。本件は、長野県農業開発公社が行います  
農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。県公社が  
行う農地売買等事業は、従来も説明を申し上げましたけれども、  
譲渡人から県公社、また県公社から譲受人への所有権移転登記が  
2 回発生をしてまいります。この手続きを速やかに進めるため  
に、県公社の買入れと売り渡しを 1 回のご審議で要請を行って  
いただくことで、事務の手続きの短縮を図っておりまして、農地中  
間管理事業の貸借とは手続きの方法が異なっております。本日、  
委員の皆さまにご確認をいただく内容は、農地法第 3 条の許可要  
件と同じ内容でございます。

それでは、議案の説明を行わせていただきます。番号 1 番から  
番号 2 番の 2 件でございます。1 番は、豊野町南郷の長峰道下と  
狐窪に所在する 6 筆でございます。面積は 1,532 ㎡です。譲渡  
人は●●さん、譲受人は農地所有適格法人であります株式会社●  
●さんで、ブルーベリーを栽培する予定でございます。

2 番ですが、若穂川田の町南と町東に所在する 6 筆ございま  
して、面積は 4,027 ㎡です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さ  
ん 35 歳が、水稻を栽培する予定でございます。なお、その他の  
内容につきましては、議案に記載のとおりでございますので、ご  
覧いただきたいと思っております。説明は以上でございます。よろしく  
お願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、長野県農業開発公社の町田  
さんより説明いただきました。それでは、地区調査会長から、補

足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきましては、農地所有適格法人である株式会社●●が取得したいというものであります。本件申請地につきましては、既に譲受人が所有、耕作する農地の中に、介在あるいは隣接する農地の取得を行うというものでありまして、原案どおり決定することで、問題ないということで判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、2番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。この案件につきましては、その所有権の移転となる当事者が親子関係であるといった中で、対価も●●円を超える、そういったものを設定した売買手続きが行われる、その背景がどういうことなんでしょうかという、ご意見、ご質問が調査会の中では多々ございました。その息子さんも以前農家創設もされていらっしゃるということで、ただ担当委員のお話では、実際に耕作をされている姿も余り見かけないと、現実的にはお父さまが耕作を行っているような状況の中で、今回の所有権移転の手続きが行われるその背景というのがどういう意味合いなんだろうということが、かなり議論されたんですけれども、公社のほうでその辺について何か情報をお持ちでいらっしゃいますか。

議 長 取りあえず町田さんに対するご質問ですね。町田さん、それについてコメントあればお願いします。

農業開発公社 町田 我々の公社の事業としても、基本的にといいますか、親子間の売買というのはそんなに例はございませんけれども、実態とすれば実施はできる形にはなっております。ただ事前に農家創設をしっかりとしていただく方でないとまずいということは、我々のほうからも指導をしたりしてきていまして、実際にこの公社で借り入れる前段で自らやっていくということで、お父さんの方から3条になるかと思っておりますけれども、貸し借りもしっかり進めていくということで、意思確認を私どもさせていただきましたので、今回要請をしていただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。

近藤地区調査会長 調査会の中でも、手続きが適正に行われた中での今回の所有権移転ということで、問題なしとせざるを得ないのではないかという結論になりました。一部そのクエスチョンマークが残っている状況ではあるんですけれども、調査会の中では、問題なしとして

取り扱うということに決定いたしました。以上です。

議 長 事務局町田さんの方から、更には調査会長からの報告について、皆さんの方からご質問があればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。阿部委員どうぞ。

阿 部 委 員 一般的には、贈与の可能性があるんじゃないかというのがあるんだけど、贈与税の問題でいけば、110万円を超えると税金がかかる。普通だったら親子間であれば相続でやるのが一般的で、3,000万円の控除もあるし、農地でいけば評価額が少ないから、余程のことがない限りは相続税が発生しない。だからそういう点では、部会で疑問というのはそういうことだと思っんです。でも現実には、売買できちんとされていけば、登記もお金のやり取りも明確になっていけばできるということだと思っんで、それ以上のことは、農業委員会では文句は言えない。

議 長 議論できませんからね。町田さん、これは手続き上、例えばお父さんが耕作する場合は、3条で子から親へ貸し出すという形になるんですね。そういうことですね。分かりました。この件、関連含めてよろしいですか。それでは、質問もありませんので、質問を打ち切ります。これより採決に入ります。議案第342号を原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第342号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。町田さん、ありがとうございました。

続きまして、議案第344号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の小林です。着座にて失礼いたします。私からは、  
小 林 係 長 議案第344号 地域計画の変更に係る関係者の意見についてご説明申し上げます。別冊2第37回農業委員会総会議案の地域計画の変更に係る関係者の意見について、こちらをご覧ください。

初めに、議案の訂正がございます。別冊2の資料1、地域内の農業を担う者への追加等一覧の1ページでございます。まず、06大豆島地区、●●の列の削除をお願いいたします。同じく、09長沼地区、有限会社●●、代表●●の列の削除をお願いいたします。続いて、裏面になりますが、22若穂綿内地区、●●の列の削除をお願いいたします。以上3点につきまして、今回の地域計画の変更に盛り込むべく早急に対応しておりましたけれども、申出農家さんとの申出書の内容の不備修正が整わなかったことから、取下げとして次回以降の対応といたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、改めまして議案の内容でございます。議案の表紙を

めくっていただきまして、1枚目、依頼文と依頼文の裏に参考として法令を掲載させていただいてございます。2枚目、資料1に参ります。今回の地域計画の変更内容となります。地域内の農業を担う者への追加等の一覧でございます。ご覧ください。中間管理事業の利用者もしくは本人希望等で追加申出のあった方々でございます。続きまして、3枚目、地域計画地区への編入でございます。令和7年3月末の策定時におきましては、いわゆる青地としてスタートをしたところでございますけれども、今回地域計画区域外、つまり農振の白地ではありますけれども、農業者から果樹を植えて自身が将来にわたって農地を維持していきたいと編入の申出があったことから、新たに当該農地2筆を編入するものでございます。今後もおおむね10年後の耕作者が明確となり、申出があった農地に関しましては、農振青地に限らず地域計画地区への編入をし、目標地図に位置付け、農地の在り方を明確にしてまいりたいと考えております。議案344号 地域計画の変更について、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、別冊2の検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。また、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行います。初めに、北部地区調査会長から、管轄分についてお願いをいたします。

善財地区調査会長 　北部の善財です。別紙1によります議事に参与することができない案件以外について説明いたします。本件、原案どおり決定することで問題ありません。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長からお願いします。

和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。西部地区の事案につきましては、原案どおり決定することで異議はありません。以上です。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 　中部地区の北村でございます。中部地区の案件も中間管理事業と本人希望でありますので、特段の意見はありませんでした。以上であります。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長お願いします。

小林地区調査会長 　南部地区の小林です。南部地区につきましても、とりわけ問題ないということで、調査会では判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長お願いします。

近藤地区調査会長 　東部地区調査会の近藤です。原案どおりで問題がないという判断でございます。20番については、地域計画への編入ということ

- で、今回初めてのケースだというふうに伺っています。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほど申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1の案件を除いた案件について、質疑、採決を行いたいと思います。それでは、農業政策課の説明並びにただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にご質問ございませんか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 それでは、皆さん方から特にご意見がございませんので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第334号のうち委員が関係する別紙1を除いた案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。それでは続きまして、委員が議事に参与することができない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。●●委員が関係しておりますので、退室をお願いいたします。
- 議 長 【●●委員退室】
- 議 長 それでは、●●委員に關係する案件につきまして、ご発言のある方の挙手をお願いいたします。よろしいですかね。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 それでは、当案件について原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。
- 議 長 【●●委員入室】
- 議 長 以上、議案第344号は全て原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。
- 議 長 続きまして、議案第345号を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹  
兼事務局長補佐 議案第345号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の15ページをご覧ください。番号1番から20ページの164番までの164件でございます。20ページの一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が39筆、面積が21,455.29㎡、原野が125筆、面積が47,284.96㎡、合計で164筆、68,740.25㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。特に

いいですね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がございませんので、採決に入ります。議案第 345 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 345 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 113 号、114 号、115 号について、事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 報告第 113 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の 21 ページをご覧ください。番号 66 番から 24 ページの 78 番までの 13 件です。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 114 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 126 番から 29 ページの 142 番までの 17 件です。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 115 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 2 アール未満の届出について、ご報告申し上げます。31 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 番までの 5 件です。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。報告案件は以上でございます。

議 長 ただ今、事務局から報告第 113 号から 115 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長 それでは、報告案件でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 116 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について、事務局より説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。着座にて説明させていただきます。報告第 116 号 第 20 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について、資料 1 をご覧ください。2 月 25 日に開催されました 3 月市議会定例会における議案の写しでございます。議案番号 56 号は、市議会定例会での議案番号でございます。第 20 期農業委員会委員につきましては、12 月市議会定例会におきまし

て、委員候補者 25 名について、議会の同意を得たところでございますが、その後、委員候補者の池田茂さまから辞退の申出があり、新たに齊藤弘之氏を候補者として選出し、2月25日の3月市議会定例会におきまして、議会の同意を得たものでございます。なお、委員の氏名のホームページへの掲載につきましては、令和8年3月2日開催の任命式終了後に行う予定でございます。説明は以上でございます。

議 長 事務局から報告第116号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 後任の人事がまとまったということですね。質問がないようですので、報告案件でございますので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。なお、令和8年3月2日から第20期委員会体制が始まりますので、ご承知おきください。

以上で、予定をいたしておりました第37回総会の議事が全て終了いたしました。これで私の議長の任を解かせていただきます。3年間と長い間ご協力いただきましてありがとうございます。

曾根会長代理 青木会長、大変お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日、議事全体を通しまして、委員の皆さまからご意見等ありましたらお願いいたします。

清水委員 地域計画の中心にとか、ブラッシュアップとか、そういう話を農業委員会に言われておるのですが、農協の報告とか次年度の計画等々の資料をこの頃拝見したのですが、その中には、地域計画のちの字もないんですよ。やはり農協さんに是非とも地域計画についての対応というんですか、協力というんですか、そういうものをしていただくように、是非とも長野市としてお願いをさせていただきたいと思います。グリーン農協さんの資料はどうなっているか分かりませんが、ながの農協の場合は、地域計画については何もありません、以上です。

青木会長 私の方から状況だけご報告申し上げます。常々、私ども組合長さんとお話しする機会があれば、地域計画に農業委員会はこういう形で農業政策課と一緒に取り組んでいますと、ご協力をよろしく申し上げますというお話はさせていただいています。そのお話については、各農協さんで、熱がやっぱり違うんだなというふうに思っています。具体的に申しますと、グリーン農協さんは、過日、組合長ほか幹部を集めていただいて、私ども農業委員会の幹部、それから農業政策課の課長を含めた形での意見交換会等々を実施して、全面的に進めていこうというようなお話、それから資

料等の提出もいただいています。一方、ながの農協さんについては、なかなかね、組織が大きいもので、組合長さんに言ってもね、ということで常務だとか、それから長野を管轄するセンター長さん等とお話はしているんですけども、なかなかやっぱり思うようなご意見はもう出てこないというふうに思っております。これはどちらかと言いますと、私らは逃げるわけではないんですけども、基本的には、いわゆる主役は農業政策課を中心とした行政がやっぱり中心になって動いてもらうということですけども、また新しい体制の中では、農業委員会も一緒になって、いわゆる巻き込むような形でお願いしていくように、努力したいということで、その意思を引き継ぎたいというふうに思っておりますので、本日のところはご了解いただきたいと思います。私からは以上です。

曾根会長代理  
阿部委員

清水委員、よろしいですか。ほかに、阿部委員。

私もこれで退任するわけですけど、川中島地域で毎年、農政懇談会というのを1月に行っているんです。歴史はどうか分からないけど、19年、20年の時も参加させていただいてたんですが、構成は、現職の農業委員と推進委員で、OBということで過去やっていた人、あと地域で選出されている県会議員、国会議員、市議会議員ということで、あと農協の3つの所長さんがありますので、川中島、中津、御厨ということで、3つの所長さん。そしてあと支所長さんということでやっていたんですが、今回、1月にやった時に、現職は全員来たんですけど、OBが、声掛けていたんですけど、2人かな、そういう形でね。あと所長さんとやっていて、それでまあ、懇親会も合わせてやるもんで、隣に新規就農者、地域協力隊の皆さんがちょうど元推進委員の方たちと懇談やっていたもんで、所長さんが気を利かせていただいて、3人の若い協力隊に来ていただいて、話が若干進んできている中で、今後どうやってやるかっていう問題でいった時に、やっぱり農協の関係の理事さんね、地元の理事さんにも参加してもらったり、推進委員にもやってもらったり、新規就農者にもね、参加してもらって、それで意見を聞きながら、懇談会を継続しながら進めようということで一致したわけですが、まあ、OBとしてもまた協力しながら、グレードアップじゃないけど、地域の農業を守るために、また少しでも力が出せればということで、またやっていきたいということで、参考になればということで、以上です。

曾根会長代理  
青木会長

ありがとうございました。

あと特にながの農協の場合は、なかなかこちらのお話について幹部に話しても、正直言って具体的な話も出てこないし、余り表面にも出てこないんです。そういう意味では、農業委員会として

は、その地域計画が、これから今日もお話しさせていただいて、ブラッシュアップも含めてね、メンテナンスしなきゃいけないじゃないですか。当然、これを作るときに、特に北部地区、それから西部地区では、どういう形で動かれているかは分かりませんが、私の場合は必ず、農協の理事さん、支所長さん、地域計画の会議の時には必ず声をかけています。で、必ず参加していただいています。だから、上からトップダウンでなくても、こちらからのいわゆるお誘いで、ボトムアップで、少なくとも顔だけでも出してくれと。で、我々としてはこう考えているんだってことを、少しでも共有できれば、徐々に現場としての姿勢は変わってくるんじゃないかなと思うんですよ。だもんで、大きなブラッシュアップについては、課題がいくつかありますけども、集まる機会があれば、できるだけ声を掛けていただくというようなことを、今後のまた新しい体制の中でも進めていただければありがたいのかなと思っています。まあ、誘えば嫌だとは言わないと思うんですけどね。その辺ちょっとご参考までに、よろしく願います。

曾根会長代理

ほかによろしいですか。では事務局の方から、今後の日程も含めて願います。

西村事務局長補佐

私から事務連絡を申し上げます。この後、場所を長野駅前のホテルメトロポリタン長野に移しまして、第19期農業委員会解散会を行いますので、ご参加される方はご移動をお願いします。なお、解散会の前に記念撮影を行いますので、恐れ入りますが5時25分には、事前にご案内してございます写真撮影のご自身の立ち位置に整列が完了しているように、よろしく願いいたします。連絡事項は以上です。

曾根会長代理

ありがとうございました。以上をもちまして、第37回の総会を終了とさせていただきます。長時間に渡りましてありがとうございました。